

## 滋賀地域交通活性化協議会設置要綱

### （設置）

第1条 本県では、県民の日々の生活に密着した「地域交通」に特に焦点を当て、様々な社会情勢の変化に対応した持続可能な交通ネットワークの維持・活性化を目指し、「滋賀地域交通ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。ビジョンでは「地域交通」を重要な社会インフラであると位置付け、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現を、民公共創により目指すこととしている。このようなことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域交通計画（以下「計画」という。）の策定および実施等に関して公論熟議を行うことを目的に「滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、ビジョンの実現に向けて、次に掲げる事項について、公論熟議する。

- (1) 計画の策定および変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第3条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

### （会長および副会長）

第4条 会長および副会長は、次条の規定による委員のうちから、これを互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### （協議会の委員）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する公共交通事業者またはそれを代表する者
- (3) 警察（公安委員会）
- (4) 道路管理者
- (5) 関係する行政機関（国）および県内市町を代表する者
- (6) 公共交通の利用者
- (7) 滋賀県
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### （オブザーバー）

第7条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーはその専門性等を考慮し、必要な個人または法人等の代表者を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、協議会に出席し、意見を述べるができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験を有する者の代理出席については、この限りでない。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開で行うことができるものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、意見、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 計画の策定または変更に必要な事項について、協議および調整をするため、幹事会を設置する。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局を大津市京町四丁目1番1号（滋賀県土木交通部交通戦略課内）に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監事2名を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監事は会長および副会長と兼ねることはできない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が指名した者がこれを清算する。

(委任)

第16条 会長は、その権限に属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

2 前項の規定により委任された事務の執行あたっては、その責任は当該委任された者に帰属する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

## 滋賀地域交通活性化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について、必要に応じて情報共有や検討項目の調整等を行う。

(1) 計画の内容に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の検討内容に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次の者をもって組織する。

(1) 滋賀県内市町の交通政策担当課長

(2) 関係する公共交通事業者またはそれを代表する者

(3) 協議会の事務局

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務局長が第2条に掲げる事項に関係する者を第3条に掲げる者の中から招集する。

2 協議会の事務局長は、会議において必要な場合は、協議会の委員または委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼することができる。

(事務)

第5条 幹事会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和6年3月27日から施行する。

## 滋賀地域交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱第11条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局の事務局長、事務局次長および事務局員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局長 滋賀県土木交通部交通戦略課長
- (2) 事務局次長 滋賀県土木交通部交通戦略課交通企画係長の職員
- (3) 事務局員 滋賀県総務部税政課および土木交通部交通戦略課の職員

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 予算の調製、物品の購入、調査検討その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品および現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、滋賀県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印および事務局長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数および管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、滋賀県において定められている公印の取扱いの例による。

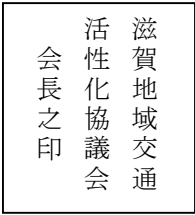
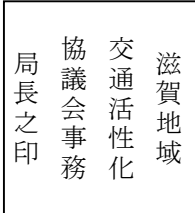
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和6年3月27日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称                 | 形状                                                                                | 書体  | 寸法        | 用途             | 個数 | 管理者  |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|----------------|----|------|
| 滋賀地域交通活性化協議会会長の印   |  | 隷書体 | 方24ミリメートル | 会長名をもって発する文書   | 1  | 事務局長 |
| 滋賀地域交通活性化協議会事務局長の印 |  | 隷書体 | 方24ミリメートル | 事務局長名をもって発する文書 | 1  | 事務局長 |

## 滋賀地域交通活性化協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、滋賀地域交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、滋賀県からの負担金、国からの補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに滋賀県知事に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、既定予算の補正について専決することができる。

3 前項の既定による処置については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 前条第4項の既定は、第1項および前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときに準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定める以外の項および目を定めることができる。

### (予算の流用および予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等に準拠するものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

### (出納および現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (出納責任者および出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納責任者および出納員を命ずることができる。

2 出納責任者は協議会会計の一切の責任を負うものとする。

3 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、滋賀県財務規則等に準拠するものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前項に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第13条の規定による監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに滋賀県知事に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、令和6年3月27日から施行する。

2 協議会の設立初年度の会計年度については、第2条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和7年3月31日までとする。

#### 別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入  |

#### 別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 1 事務費 |
|       | 3 諸費  | 1 諸費  |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |